

長門市建設工事等に係る情報共有システムの活用について (お知らせ)

令和 6 年 10 月
長門市企画総務部監理管財課

建設工事等において、情報通信技術を活用し、書類などの情報を交換・共有することにより、受発注者の業務効率化、目的物の品質確保の推進を図るため、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を試行します。

詳細は長門市ホームページ（以下 URL）に掲載の「情報共有システムの活用について」を参照願います。

URL : <https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/soshiki/58/2257.html>

1 対象工事等

【工事】

土木系工事及び営繕系工事のうち、予定価格が 130 万円を超える建設工事を対象とします。

【業務】

予定価格が 50 万円を超える業務（測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント、建築関係コンサルタント、建築設計業務等）を対象とします。ただし、用地補償コンサルタントは除きます。

2 発注方法

発注者は「情報共有システム対象工事・業務（受注者希望型）」又は「情報共有システム対象工事・業務（発注者指定型）」のいずれかを選定し、現場説明書に明示します。

3 システム利用料

【土木系工事】

システム利用に係る費用（登録料及び利用料）は、土木工事標準歩掛り等の共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれています。

【営繕系工事】

「発注者指定型」は、システム利用に係る費用（登録料及び利用料）を、共通仮設費に積み上げて計上し予定価格を算出します。実施しない場合は、減額変更とします。

「受注者希望型」は、システムに係る費用の積み上げ計上及び変更は行いません。

【土木系工事に係る業務】

システム利用に係る費用（登録料及び利用料）は、積算基準書の間接原価に含まれています。

【営繕系工事に係る業務】

「発注者指定型」は、システム利用に係る費用（登録料及び利用料）を、特別経費に積み上げて計上し予定価格を算出します。実施しない場合は、減額変更とします。

「受注者希望型」は、システムに係る費用の積み上げ計上及び変更は行いません。

土質調査業務は、山口県が定める「設計等業務における情報共有システム運用ガイドライン」により、間接原価等に含まれています。

4 電子納品作成費用

【土木系工事】

技術管理費に含まれています。

【営繕系工事】

現場管理費に含まれています。

【土木系及び営繕系工事に係る業務】

電子成果品作成費に含まれています。

5 システム利用に関する協議

受注者は、契約後速やかにシステム利用の意向について、「情報共有システム事前協議チェックシート」を基に監督職員と協議し、協議が整った場合に限りシステムを利用することができます。

6 工事成績評定の評価

システムを利用した工事は、工事成績評定における評価（加点）対象とします。

7 検査

システムで共有した帳票は、パソコン等で確認し、紙媒体で共有した帳票は、紙媒体により検査します。

8 適用基準日

令和 6 年 11 月 1 日以降に、入札公告又は指名通知する工事及び業務から適用します。